

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

昭和46年 1月28日

規則第 7号

改正	昭和47年 3月30日規則第11号	昭和48年 4月23日規則第17号
	昭和49年 3月 4日規則第 7号	昭和50年 3月31日規則第10号
	昭和53年 7月20日規則第25号	昭和56年 7月27日規則第32号
	昭和58年12月26日規則第44号	昭和59年12月28日規則第57号
	昭和63年 3月28日規則第 5号	平成元年 3月27日規則第 4号
	平成元年 3月27日規則第 6号	平成 3年 3月28日規則第 4号
	平成 4年 7月 6日規則第38号	平成 5年 6月24日規則第25号
	平成 6年 3月28日規則第13号	平成 6年 9月29日規則第39号
	平成 9年 3月31日規則第22号	平成11年 3月31日規則第26号
	平成12年 3月30日規則第30号	平成12年12月25日規則第57号
	平成13年 7月23日規則第43号	平成15年 3月20日規則第 7号
	平成15年 8月25日規則第46号	平成16年 3月25日規則第 4号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則をここに公布する。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）
、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省
令第49号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、開発行為等の規制に関
し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和58年規則44号・平成15年7号〕

第2条 削除

削除〔平成11年規則26号〕

(開発許可の申請の添付図書)

第3条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、省令第16
条第1項に規定する開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定する書類のほか、
次の各号に掲げる図書を添付して申請しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の公図（不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定す
る地図）の写し
- (2) 開発区域の土地の登記簿謄本
- (3) 開発区域の土地の実測図

一部改正〔昭和47年規則11号・平成13年43号〕

(設計説明書等)

第4条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、開発行為に関する設計説明書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の設計説明書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 新たに設置される公共施設の管理者等一覧表(様式第2号)

(2) 従前の公共施設の管理者等一覧表(様式第3号)

3 省令第17条第1項第3号に規定する書類は、開発行為同意書(様式第4号)によるものとし、同意した者の印鑑証明書を添付するものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・平成5年25号〕

(既存の権利者の届出)

第5条 法第34条第9号に規定する届出は、既存の権利者の届出書(様式第5号)によるものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号〕

第6条 削除

追加〔昭和58年規則44号〕、一部改正〔平成13年規則43号〕

削除〔平成11年規則26号〕

(変更許可申請書の添付図書)

第7条 法第35条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書(様式第6号)に、省令第28条の3に規定する書類のほか、開発区域の縮小又は新たな土地の開発区域への編入の場合にあっては、第3条第1号から第3号までに掲げる図書(同条第2号の図書にあっては、開発区域に編入された部分のものに限る。)を添付して申請しなければならない。

追加〔平成5年規則25号〕

(工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請)

第8条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告前の建築物等の建築等承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、縮尺1,000分の1以上の建築物等の配置図を添付するものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

(建築物の特例許可の申請)

第9条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 縮尺3,000分の1以上の周辺地域の現況図

- (2) 縮尺1,000分の1以上の建築物
- (3) 縮尺500分の1以上の建築物の平面図
- (4) 縮尺500分の1以上の建築物の二面以上の立面図
一部改正〔昭和47年規則11号・58年44号・平成5年25号・13年43号〕
(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第10条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 縮尺3,000分の1以上の周辺地域の現況図
- (2) 縮尺1,000分の1以上の開発区域内における建築物等の敷地の位置図
一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕
(地位の承継)

第11条 法第44条の規定により許可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、開発許可(建築等の許可)に係る地位の承継届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添付するものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

第12条 法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可に係る地位の承継承認申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 当該開発行為を行うにたる資力を有することを証する書類

一部改正〔昭和47年規則11号・50年10号・58年44号・平成5年25号〕

(開発登録簿の閲覧)

第13条 省令第38条の規定による開発登録簿の閲覧所は、開発地の所在地を管轄する地方事務所(市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所。第15条において同じ。)に置く。

2 開発登録簿を閲覧することができる日は、長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

3 開発登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 開発登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。

5 開発登録簿を閲覧しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2) 開発登録簿を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6 知事は、開発登録簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一部改正〔昭和47年規則11号・48年17号・53年25号・58年44号・平成元年4号・4年38号・5年25号・11年26号・12年30号・15年46号・16年4号〕

(身分証明書の様式)

第14条 法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

一部改正〔昭和47年規則11号・58年44号・平成5年25号・12年30号〕

(申請書等の経由)

第15条 法、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書及び届出書(これらに添付すべき図書を含む。次条において同じ。)は、当該申請又は届出に係る土地又は建物の所在地を管轄する地方事務所の長を経由して提出しなければならない。

一部改正〔昭和47年規則11号・53年25号・58年44号・平成5年25号・12年30号〕

(申請書等の提出部数)

第16条 前条の申請書又は届出書の提出部数は、正副2部とする。ただし、第3条第2号及び第7条に規定する開発区域の土地の登記簿謄本、法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付請求並びに省令第60条の規定による証明書の交付請求にあつては、1部とする。

追加〔平成5年規則25号〕、一部改正〔平成12年規則30号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成13年規則43号〕

附 則 (昭和47年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過処置)

2 この規則施行前に都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条の規定による許可を受けた開発行為等がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)に事業が完了していないもの及び施行日に現にこれらの規定に基づいて申請されている

開発行為等に係る許可、申請、届出その他の手続については、この規則による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和48年4月23日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月4日規則第7号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年7月20日規則第25号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和56年7月27日規則第32号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月26日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月28日規則第57号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月27日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月27日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成3年3月28日規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年7月6日規則第38号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年6月24日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

- 2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成6年3月28日規則第13号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成 6 年 9 月 29 日規則第 39 号）

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 31 日規則第 26 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日規則第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（経過処置）

- 2 平成 12 年 4 月 1 日前においてこの規則による廃止前及び改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日規則第 57 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 23 日規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 8 月 25 日規則第 46 号）

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 25 日規則第 4 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 00 年 00 月 00 日規則第 00 号）

この規則は、平成 00 年 00 月 00 日から施行する。

（様式第 1 号）

（第 4 条関係）

一部改正〔昭和 50 年規則 10 号・平成 5 年 25 号・13 年 43 号〕

（様式第 2 号）

（第 4 条関係）

一部改正〔昭和 50 年規則 10 号・平成 5 年 25 号〕

（様式第 3 号）

（第 4 条関係）

一部改正〔昭和 50 年規則 10 号・平成 5 年 25 号〕

（様式第 4 号）

(第 4 条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕

(様式第 5 号)

(第 5 条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号〕

(様式第 6 号)

(第 7 条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号〕

(様式第 7 号)

(第 8 条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号〕

(様式第 8 号)

(第 9 条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号・13年43号〕

(様式第 9 号)

(第10条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号〕

(様式第10号)

(第11条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号〕

(様式第11号)

(第12条關係)

全部改正〔平成 5 年規則25号〕、一部改正〔平成11年規則26号〕

(様式第12号)

(第14条關係)

全部改正〔平成13年規則43号〕